

○技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示

(平成十九年三月二十六日)

(国土交通省告示第三百六十三号)

港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第三条の規定に基づき、技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示を次のように定める。

技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(施工の計画)

第二条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者(当該施設の工事の請負人を含む。以下同じ。)は、当該施設を正確、円滑かつ安全に施工するために、あらかじめ施工の計画を定めることを標準とする。

2 施工の計画は、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。

一 当該施設の施工方法

二 当該施設の施工管理方法

三 当該施設の安全管理方法

四 前三号に掲げるもののほか、当該施設を正確、円滑かつ安全に施工するために必要な事項

3 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、工事の進行又は現場の状況の変化により必要が生じた時は、施工の計画を変更することを標準とする。

(施工方法)

第三条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件を考慮して、施工方法を定めるものとする。

2 施工方法は、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。

一 当該施設の完成までに必要な工事の手順及び各段階の工事内容

二 当該施設の施工に当たって使用する主要な作業用船舶並びに機械の種類及び規格

三 前二号に掲げるもののほか、当該施設の施工に当たって講ずる措置の内容及び時期

(施工管理)

第四条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、次の各号に掲げる基準に従って、適切に施工管理を行うものとする。

一 当該施設に使用する材料及び当該施設を構成する部材の管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び測定した結果の整理方法が定められ、かつ、当該材料及び部材の所要の品質規格が確保されること。

二 当該施設の出来形の管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、測定した結果の整理方法及び許容範囲が定められ、かつ、当該施設の所要の出来形が確保されること。

2 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、前項各号に掲げる事項のほか、円滑に施工するために、作業用船舶による海上作業を勘案した実施状況管理、工程管理等を行うことを標準とする。

3 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、当該施設の適切な維持管理に資するよう、施工管理により取得した測定結果等の記録を維持管理計画等に反映することを標準とする。

(安全管理)

第五条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、当該施設の施工に当たっては、港湾工事の安全に関する関係法令等に基づき次の各号に掲げる事項について検討し、適切に安全管理を行い、事故及び災害の防止に努めるものとする。

一 当該施設の施工条件及び施工方法の下で、安全確保上必要となる措置

二 異常現象等に対して安全確保上必要となる措置

三 前二号に掲げるもののほか、事故又は災害の防止上必要となる措置

(施工管理及び安全管理の実施)

第六条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、第四条に基づく施工管理及び前条に基づく安全管理を施工に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

(施工時の安定)

第七条 技術基準対象施設を建設し、又は改良する者は、施工時に当該施設の構造の安定が損なわれないような措置として、必要に応じて仮設工事を行うものとする。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。